

公益信託 南海電鉄交通遺児等育英基金

平成30年度 奨学生募集要項

<p>1. 奨学生の資格</p> <p>* 右記の事項すべてに該当する者</p>	<p>(1) 主として大阪府内の高等学校に在籍する生徒(学年を問わない)</p> <p>(2) 保護者が交通事故、偶発的犯罪または不測の災害により死亡し、又は重度障害の状態であること。(重度障害とは下記に該当する状態)</p> <p style="margin-left: 20px;">①1級又は2級の身体障害者手帳所持者 身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳を交付されており、その手帳の級別が1級又は2級である者</p> <p style="margin-left: 20px;">②上記に準ずる者 身体障害者の状態が専門医等により①と同程度と認められる者</p> <p style="margin-left: 20px;">③重度の精神障害者 精神障害者保健福祉手帳を交付されており、その手帳の級別が1級である者</p> <p>(3) 経済的理由により、就学困難な事情がある者</p>
<p>2. 奨学金の額</p>	<p>月額 20,000円を給与(返済の必要はありません)</p>
<p>3. 給付時期・方法</p>	<p>(1) 給付時期: 毎年度4、7、10及び1の各月を給付月とし、以降の3ヶ月分に相当する金額を給付します。新たに奨学生となった者に対しては、当該年度の4月以降未給付の給付月分を、初回給付月に加算して給付します。</p> <p>(2) 給付方法: 奨学金給付申請書に記載の銀行等の本人名義口座に振込みます。</p>
<p>4. 給付期間</p>	<p>奨学生が在籍する学校の正規の最短修業期間とし、中途より給付の場合はその残りの修業期間を限度とします。なお、奨学生が休学又は長期欠席したとき等、奨学生としての資格を失った時は、奨学金の給付を休止、停止或いは廃止します。また、中途退学後の期間に対し給付した奨学金は返金していただきます。</p>
<p>5. 選出奨学生数 (予定)</p>	<p>在籍学校より推薦された全ての申請者の中から 全学年合計で 若干名</p>
<p>6. 申請手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在籍高等学校の推薦を受けることのできる申請者は、①奨学金申請書、②前年度の学業成績、③収入状況を証明する書類、④事故及びそれに起因する障害又は死亡を証明する書類を在籍する学校を経由して受託者に提出してください。なお、同一校から複数の推薦があるときは在籍学校で順位をつけてください。 ・ 応募期間: 平成30年4月2日(月)~平成30年5月11日(金) (当日の消印有効) ・ 申請書は下記照会先記載のURLからダウンロードして下さい(お電話でのご請求も承ります)。なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。 ・ 申請書類の提出先: 下記提出先あてに郵送
<p>7. 奨学生の選考・決定及び通知</p>	<p>(1) 選考方法: 各校より推薦された奨学金申請書類(前記6. -①、②、③、④)を運営委員会に付議し、その選考と勧告に基づき奨学生を決定します。</p> <p>(2) 決定通知: 平成30年7月頃に、選考結果を学校長を経由して申請者に通知します。</p>
<p>8. 近況報告書の提出</p>	<p>奨学生は、毎学年の終了後、在籍する学校の校長を経由し、近況報告書を受託者に遅滞なく提出しなければなりません。</p>

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1
 三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ
 南海電鉄交通遺児等育英基金 申請口

TEL 03-5232-8910(受付: 平日9時~17時) FAX 03-5232-8919

申請書掲載URL <http://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/public/example/list.html>